

2-5 特別支援学級で教育を受けることに関する保護者との合意形成に関しての実施内容別地方公共団体数

地方公共団体数

	令和3年度
(ア) 保護者への伝達に際しては文書で行うとともに、保護者が理解できる言語で翻訳を付した	111
(イ) 保護者との面談の際には通訳を介したり、英語などの共通語を用いたりするなどして、相互に十分な理解を図るようにした	301
(ウ) 学校と保護者の間でのやりとりの中で十分な説明が行われていることを確認した(通訳からヒアリングを行うなど)	227
(エ) 保護者が特別支援学級での学習に同意しない場合、その理由について通訳を介して十分に聞き取るとともに、保護者が求める支援策に対応できるよう検討を行った(検討を行った結果として保護者が求める支援策に対応できない場合、その事情を保護者に対して説明した。)	102
(オ) その他	58